漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定に基づき、かたくちいわし瀬戸内海系群、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和7管理年度における数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公表する。

令和7年3月27日

山口県知事 村岡 嗣政

かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和7管理年度(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間をいう。)及びくろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかに関する令和7管理年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 かたくちいわし瀬戸内海系群

- 都道府県別漁獲可能量
 48,000トンの内数
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県かたくちいわし漁業 (瀬戸内海系群)	48,000 5の内数

第2 くろまぐろ(小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量 138.6トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県くろまぐろ(小型魚)日本海定置漁業	23.4 ⁺ >
山口県くろまぐろ(小型魚)その他の漁業	115.1 by

第3 くろまぐろ (大型魚)

- 都道府県別漁獲可能量
 56.3トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県くろまぐろ(大型魚)漁業	56. 2 by

第4 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
山口県するめいか漁業	現行水準